

第五次地域管理経営計画書

(安芸森林計画区)

計画期間 [自 平成30年4月1日]
[至 平成35年3月31日]

四国森林管理局

目 次

| | |
|--|----|
| 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項 | 1 |
| (1) 国有林野の管理経営の基本方針 | 1 |
| (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項 | 7 |
| (3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項 | 10 |
| (4) 主要事業の実施に関する事項 | 11 |
| (5) その他必要な事項 | 12 |
| 2 国有林野の維持及び保存に関する事項 | 12 |
| (1) 巡視に関する事項 | 12 |
| (2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項 | 13 |
| (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項 | 13 |
| (4) その他必要な事項 | 14 |
| 3 林産物の供給に関する事項 | 14 |
| (1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項 | 14 |
| (2) その他必要な事項 | 15 |
| 4 国有林野の活用に関する事項 | 15 |
| (1) 国有林野の活用の推進方針 | 15 |
| (2) 国有林野の活用の具体的手法 | 15 |
| (3) その他必要な事項 | 16 |
| 5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備 及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項 | 16 |
| (1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針 | 16 |
| (2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野 の整備及び保全に関する事項 | 16 |
| 6 国民の参加による森林の整備に関する事項 | 16 |
| (1) 国民参加の森林に関する事項 | 16 |
| (2) 分収林に関する事項 | 17 |
| (3) その他必要な事項 | 17 |
| 7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項 | 19 |
| (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項 | 19 |
| (2) 地域の振興に関する事項 | 19 |
| (3) その他必要な事項 | 19 |

※ 本計画書内の集計表に関して共通する注釈

単位未満四捨五入により、計と内訳が一致しない場合がある。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

本計画区における国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、かつ、国有林の地域別の森林計画と調和して公益的機能の維持増進を旨として、その組織・技術・資源を活用し、森林・林業再生へ貢献することを目指し、関係行政機関と連携を図りつつ、国民各層の理解と協力を得ながら、本計画に基づき適切に行う。

① 森林計画区の概況

本計画区は、北部は奈半利川の源流部、南部は室戸岬までの高知県東部に位置し、区域面積 11万3千haで、森林はその88%の10万haとなっている。北部と南部で若干差はあるものの、年平均気温は18℃、年間降水量は約3,700mmと温暖多雨で、林木の生育に適した気候下であり、スギを中心とする人工林が半数以上を占める。

国有林野は、森林面積の30%にあたる2万9千haで、①安芸川、伊尾木川の上流域に位置する団地、②安田川上流域の馬路地区から、奈半利川最上流域の魚梁瀬地区につながる団地、③奈半利川支流の小川川上流域から須川川、佐喜浜川、別役川上流の山地へと連なる団地、④その他の団地に大別できる。

国有林野の多くの森林は暖温帯に属し、南部の標高の低い地域ではスダジイ、コジイが、北部の標高の高い地域ではスギを混生したモミ、ツガ群落が分布する。四国山地から連なる徳島県境周辺では、冷温帯を代表するブナ林が見られる。また、安芸市の西ノ川山、馬路地区の安田川山、魚梁瀬地区の千本山には、本計画区と紀伊半島のみ分布すると言われるトガサワラ群落が見られる。魚梁瀬地区を中心とする地域には、天然ヤナセスギが分布する。

国有林野の林種別面積は、人工林22,320ha（77%）、天然林5,710ha（20%）、無立木地等992ha（3%）であり、人工林率が高く、スギがその55%を占める。

我が国の人工林の半数以上が10齢級^{*1}以上の主伐期を迎え、森林資源を循環利用することが大きな課題となっている中で、本計画区の国有林野においても、人工林の66%が一般的な主伐期である10齢級以上に達している。

天然林は、千本山、西又山、^{ひえごや}稗巳屋山、^{しろがね}四郎ヶ野峠等周辺にまとまって分布し、地域を代表する林相を呈しており、また、学術上も貴重な森林であることから、保護林、県立公園、レクリエーションの森等に指定されている。

② 国有林野の管理経営の現況及び評価

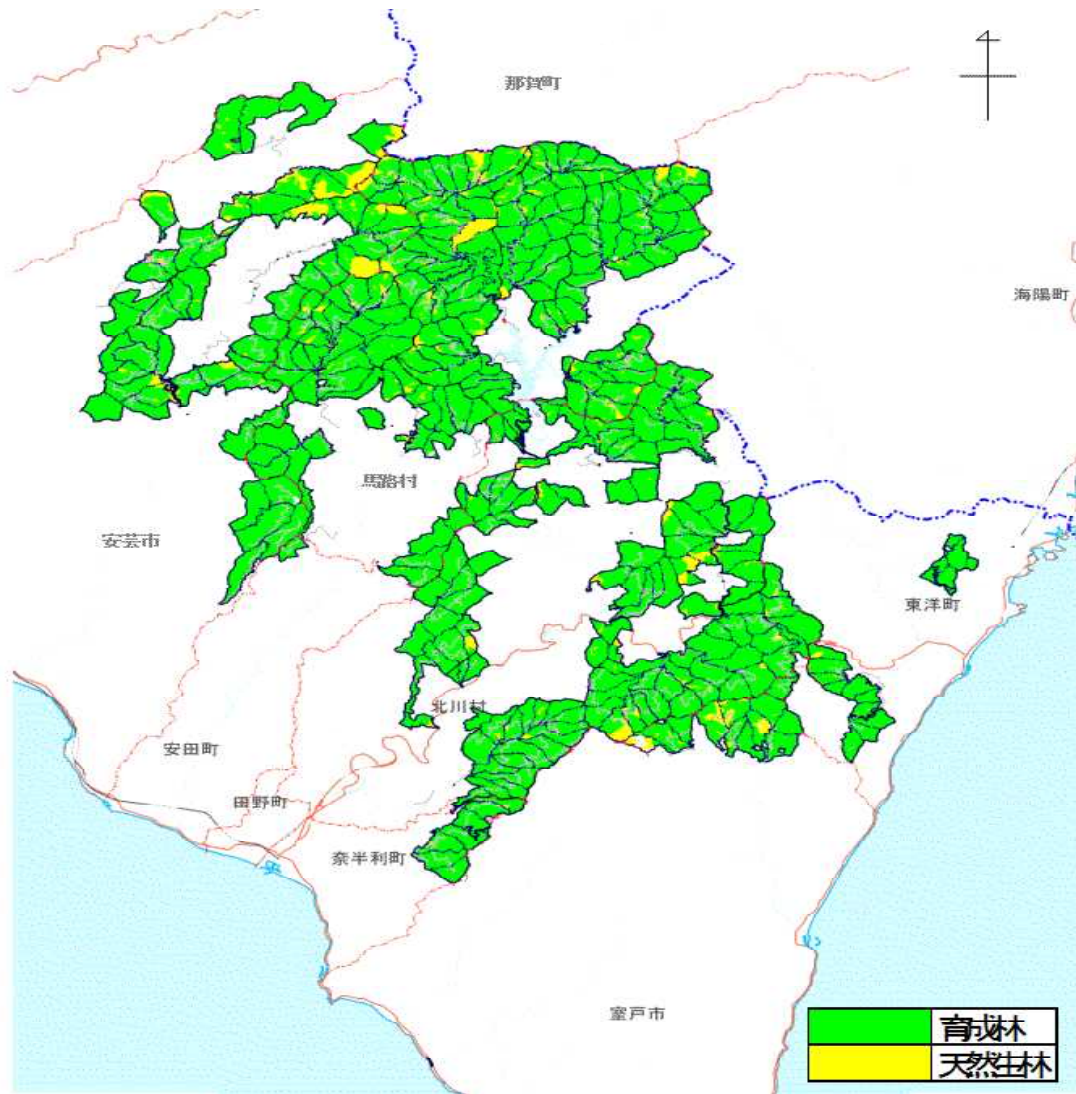
ア 森林計画区内の国有林の現況

本計画区の国有林の現況（平成29年12月現在）は、人工林を中心とする育成

*1 齢級…森林の年齢を5年の幅で括ったもの。人工林は、苗木を植栽した年を1年生とし、1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級と数える。

林^{*2}が24,389ha（育成単層林22,213ha、育成複層林2,176ha）、天然生林^{*3}が3,640haとなっており、林相別に見ると針葉樹林21,013ha、針広混交林3,888ha、広葉樹林3,128haとなっている。また、材積を見ると、針葉樹はスギ4,621千 m^3 、ヒノキ1,669千 m^3 、ツガ類220千 m^3 、その他樹種は1,159千 m^3 となっている。

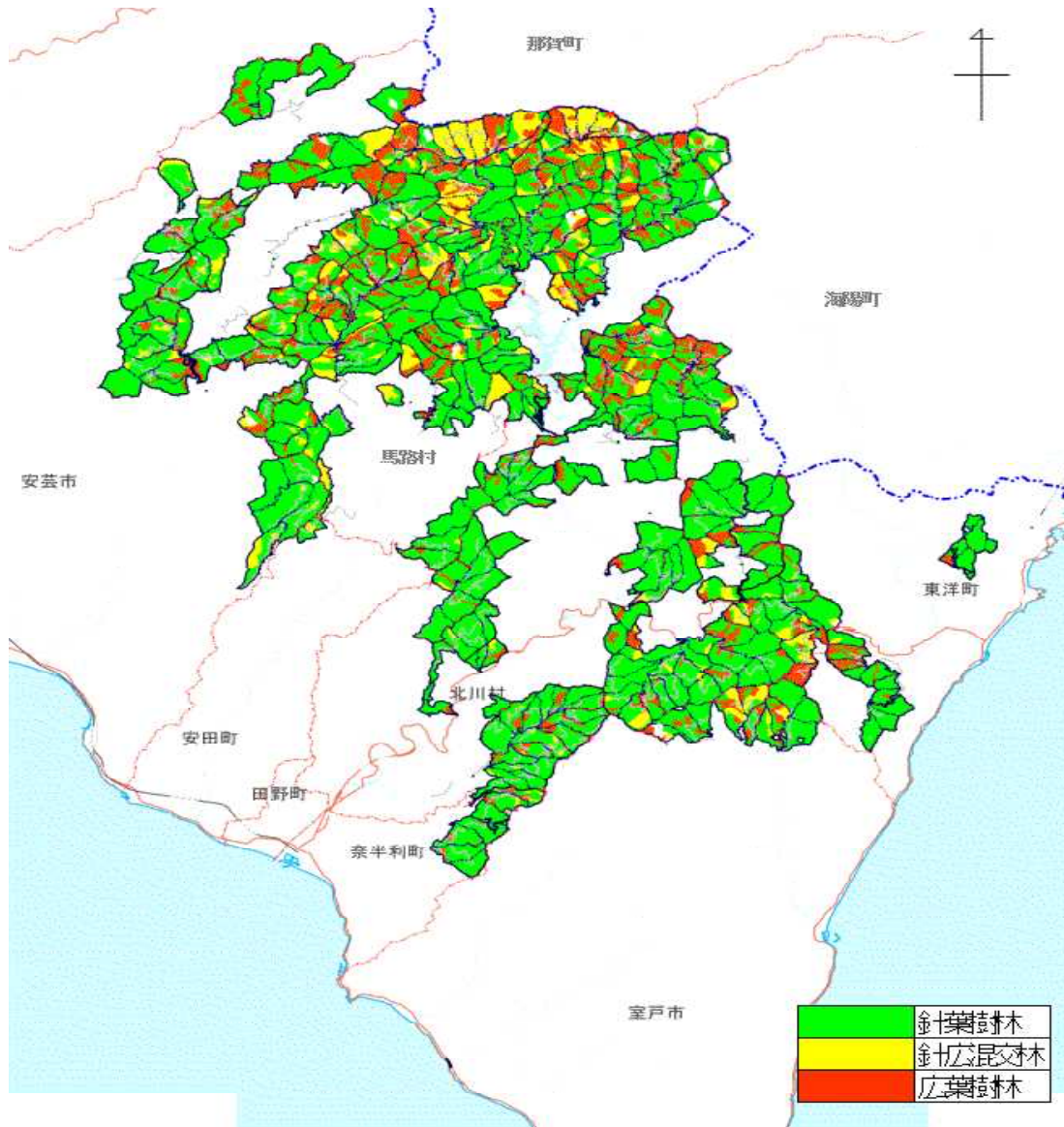
育成林・天然生林の分布状況



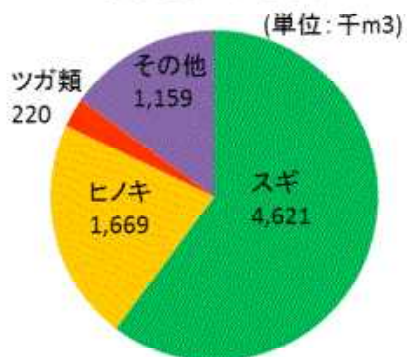
*2 育成林…森林を構成する樹木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）が行われている森林、及び森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業の過程で一時的に単層となる森林を含む。）として成立させ維持していく施業（育成複層林施業）が行われている森林。

*3 天然生林…主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）が行われている森林。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存のための禁伐等を含む。

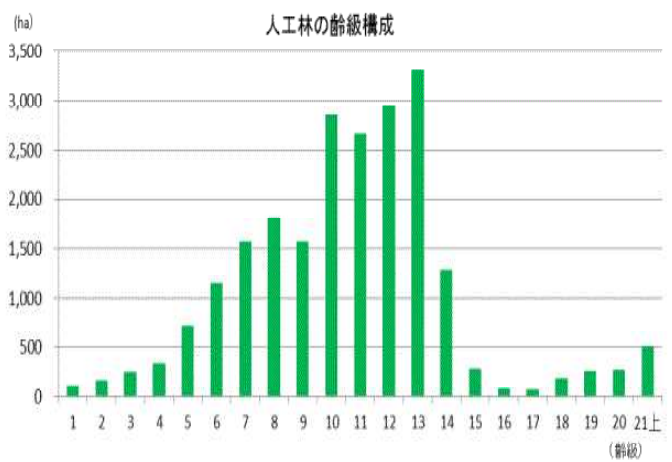
林相区分毎の分布状況



主要な樹種の出現状況



人工林の年齢構成



イ 主要施策に関する計画量と実行量

前計画(第四次計画(平成25～29年度))における計画量と実行量の概要は下表のとおりである。

主伐については、分収林の契約延長等により一部伐採を見合わせたため、実行量が計画量を下回り、間伐については、必要性・緊急性の観点から実査した結果、一部伐採を見合わせたため、実行量が計画量を下回った。

人工造林については、主伐の実行減に伴い、実行量が計画量を下回り、天然更新については、主伐の実行減に加え、天然更新の適否を実査した結果、一部人工造林に振り替えたため、実行量が計画量を下回った。

保育量については、人工造林の実行減等に伴い、除伐を除く保育作業の実行量が計画量を下回った。

林道の開設及び改良については、一部伐採を見合わせたことに伴い、実行量が計画量を下回った。

(ア) 伐採量

(単位：千m³)

| 区 分 | 計 画 量 | | 実 行 量 | |
|-----|-------|-------|--------------|---------------|
| | 主 伐 | 間 伐 | 主 伐 | 間 伐 |
| 伐採量 | 325.6 | 518.1 | 52.3 (16) | 356.3 (69) |

注1：()の数値は、計画量に対する実行量の割合(%)である。

注2：実行量は平成29年12月末現在の見込量である。

(イ) 更新量

(単位：ha)

| 区 分 | 計 画 量 | | 実 行 量 | |
|-----|-------|------|------------|-----------|
| | 人工造林 | 天然更新 | 人工造林 | 天然更新 |
| 更 新 | 533 | 229 | 76 (14) | 21 (9) |

注1：()の数値は、計画量に対する実行量の割合(%)である。

注2：実行量は平成29年12月末現在の見込量である。

(ウ) 保育量

(単位：ha)

| 区 分 | 計 画 量 | | | 実 行 量 | | |
|-----|-------|-----|-----|-------------|----------|--------------|
| | 下 刈 | つる切 | 除 伐 | 下 刈 | つる切 | 除 伐 |
| 保育量 | 1,590 | 16 | 310 | 309 (19) | - (-) | 414 (134) |

注1：（ ）の数値は、計画量に対する実行量の割合（%）である。

注2：実行量は平成29年12月末現在の見込量である。

(エ) 林道の開設及び改良

(単位：路線数、箇所数、m)

| 区 分 | | 計 画 量 | 実 行 量 |
|-----|-------|--------|----------------|
| 開 設 | 路 線 数 | 6 | 4 (67) |
| | 延 長 量 | 9,100 | 2,122 (23) |
| 改 良 | 箇 所 数 | 97 | 56 (58) |
| | 延 長 量 | 36,500 | 23,795 (65) |

注1：（ ）の数値は、計画量に対する実行量の割合（%）である。

注2：実行量は平成29年12月末現在の見込量である。

③ 持続可能な森林経営に関する事項

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図るため、地域の意見を聴きつつ、森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組む。

具体的には、モントリオールプロセス^{*4}の基準・指標を踏まえて、次の方針により取り組む。

ア 生物多様性の保全

優れた自然環境を有する森林を維持・保存するため、希少な野生生物の生育・生息の場となっている森林を厳格に保全・管理するとともに、野生生物の生育・生息地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し、種の保全や遺伝的な多様性を確保する。

また、溪流等と一体となった森林については、その連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努める。

関連する主な施策として、「保護林」の保護・管理、保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」の整備、希少な野生生物の生育・生息状況の把握やその生育・生息環境に配慮した施業を推進する。

イ 森林の生産力の維持

森林の生産力を維持するため、適切な森林施業を推進するほか、その基盤となる路網の整備を推進するとともに、その結果得られる木材について、持続的かつ計画的な供給に努める。

関連する主な施策として、間伐の実施を推進するとともに、主伐後の確実な再生林も含めた造林の実施を推進する。また、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図ることに留意しながら、林道と森林作業道等との適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

国有林野を適切に保全管理するため、森林病虫害や山火事等の防止とともに、被害を受けた森林の回復に努める。

また、野生鳥獣との共生を可能とする地域づくりに向けて鳥獣被害の防除に努める。

関連する主な施策として、森林病虫害被害等の早期発見・早期防除、山火事防止のパトロールの実施等に努める。また、地域の農林業や生態系に多大な被害を与えている野生鳥獣について、関係行政機関等とも連携し、地域の特性に応じた個体数管理（捕獲）や被害防除（防護柵の設置等）等に取り組むとともに、効果的な捕獲技術の普及活動に努める。

エ 土壌及び水資源の保全と維持

降雨等に伴う浸食等から森林土壌を守り、森林が育む水源の涵養機能を確保するため、土壌を保持する能力や水を育む能力等に優れた森林の整備、山

*4 モントリオールプロセス…ヨーロッパ以外の温帯林等を有する12カ国（アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、日本、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ロシア、ウルグアイ、米国）により進められている、森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するために「基準・指標」の策定・適用に向けた取組。

地災害を防ぐ施設の整備等を進める。

関連する主な施策として、山地災害の防止、水源の涵養、生活環境の保全等の森林の持つ公益的機能の確保が特に必要な保安林等において、民有林と連携しつつ、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備等を行う治山事業を推進する。

オ 炭素循環への森林の寄与

地球温暖化防止に貢献する観点から、吸収源となる森林を確保するため、育成林の整備と天然生林の保全を推進する。

また、二酸化炭素の貯蔵庫としての機能を維持するため、木材利用を推進する。

関連する主な施策として、多様な伐期による伐採を進め、その後の確実な更新を図るとともに、保育及び間伐の適切な実施を推進する。また、治山事業等における間伐材等の利用を推進する。

カ 社会的・経済的便益の維持及び増進

「国民の森林」として、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、国民の要請に対応するため、森林ボランティア活動や森林環境教育の実践等の場として国有林野が利用されるよう、フィールドの提供等に取り組む。

また、公衆の保健のための活用を推進するため、森林浴や自然観察等への利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野の活用を推進する。

さらに、森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な施策として、企業、学校等の多様な主体と連携して、「ふれあいの森」や「遊々の森」等の活用を推進する。また、「レクリエーションの森」について、環境整備や利用促進のPRに取り組む。

キ 持続可能な経営

開かれた「国民の森林」として管理経営の透明性の確保を図るため、本計画の策定等の機会を通じて広く国民の意見を聴く。

また、国民と国有林との双方向の情報・意見の交換を図り、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努める。

関連する主な施策として、本計画の策定等に当たり、計画案についてパブリックコメント制度を活用したり、計画案の作成前の段階から広く地域住民等の意見を聴く。また、「国有林モニター」制度を活用して国有林野事業に対する国民の意見を聴くことを通じて、国民の要請の的確な把握等に努める。

④ 政策課題への対応

資源の循環利用による林業の成長産業化、原木の安定供給体制の構築、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等の政策課題に対応していく。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

機能類型に応じた管理経営については、「管理経営の指針」（別冊）によるほ

か、次の点に留意して、適切に実施する。

なお、機能類型区分別の国有林野の面積は下表のとおりである。

機能類型区分別の国有林野の面積 (単位：ha、%)

| | 山地災害 防止タイプ ^{*5} | 自然維持 タイプ ^{*6} | 森林空間 利用タイプ ^{*7} | 快適環境 形成タイプ ^{*8} | 水源涵養 タイプ ^{*9} | 計 |
|----|-----------------------------|---------------------------|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------|-----------------|
| 面積 | 2,441 (8) | 702 (2) | 444 (2) | — — | 25,434 (88) | 29,021 (100) |

注：() の数値は、機能類型タイプの面積の割合 (%) である。

① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

土砂流出・崩壊防備エリアと気象害防備エリアの2つに区分して取り扱う。

山地災害防止タイプの面積 (単位：ha)

| 区 分 | 山地災害防止 タイプ | うち土砂流出・ 崩壊防備エリア | うち気象害防備 エリア |
|-----|---------------|--------------------|----------------|
| 面 積 | 2,441 | 2,440 | 2 |

ア 土砂流出・崩壊防備エリア

下層植生の発達を促進するために適度な陽光が林内に入るよう密度管理を行うとともに、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等を整備する。

*5 山地災害防止タイプ…土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林。

*6 自然維持タイプ…原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮すべき森林。

*7 森林空間利用タイプ…スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の活動の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮すべき森林。

*8 快適環境形成タイプ…騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等人間の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林。

*9 水源涵養タイプ…国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林。

イ 気象害防備エリア

遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力が強い森林の育成に配慮した施業を行う。

- ② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項
原則として自然の推移に委ねることとし、野生生物の生育・生息環境の保全等に配慮した施業を行う。

自然維持タイプの面積 (単位：ha)

| 区 分 | 自然維持タイプ | |
|-----|---------|-------|
| | 自然維持タイプ | うち保護林 |
| 面 積 | 702 | 333 |

- ③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

景観の向上や野外レクリエーションに考慮した間伐等の森林の適切な整備を行うとともに、必要に応じて遊歩道等の公衆の保健の用に供する施設の整備を行う。また、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野を、レクリエーションの森として選定する。

森林空間利用タイプの面積 (単位：ha)

| 区 分 | 森林空間利用タイプ | |
|-----|-----------|--------------|
| | 森林空間利用タイプ | うちレクリエーションの森 |
| 面 積 | 444 | 268 |

- ④ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

該当なし

- ⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項
浸透・保水能力の高い森林土壌を維持し、根系及び下層植生の良好な発達が促進されるよう、森林の整備を推進する。

水源涵養タイプの面積 (単位：ha)

| | |
|-----|---------|
| 区 分 | 水源涵養タイプ |
| 面 積 | 25,434 |

⑥ その他

国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と機能類型との関係は下表のとおりである。

| 機 能 類 型 | 公益的機能別施業森林 | | | |
|--------------|----------------------|-----------------------------------|------------------------|--------------------|
| | 水源涵養 機能維持 増進森林 | 山地災害防止 機能／土壤保 全機能維持増 進森林 | 快適環境形 成機能維持 増進森林 | 保健機能 維持増進 森林 |
| 山地災害防止タイプ | | | | |
| 土砂流出・崩壊防備エリア | ○ | ○ | | |
| 気象災害防備エリア | ○ | ○ | ○ | |
| 自然維持タイプ | ○ | ○ | | |
| 森林空間利用タイプ | ○ | ○ | | ○ |
| 快適環境形成タイプ | ○ | | ○ | |
| 水源涵養タイプ | ○ | | | |

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、安芸流域林業活性化協議会等の場を通じ、県、市町村等との密接な連携を図りながら、地域の森林・林業の再生に貢献していくため、組織・技術力・資源を活用した民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組む。

具体的には、次の取組を推進する。

① 林業事業体の育成

林業事業体の創意工夫を促進し、施業提案の能力向上等を支援するため、総合評価落札方式や「競争の導入による公共サービスの改革に係る法律」に基づく複数年契約等に取り組む。

また、架線集材等の技術検討会の開催等により、林業事業体の育成を推進する。

② 民有林と連携した施業の推進

民有林林道等の計画との調整を図り、民有林・国有林一体となった効率的な路網の整備を推進し、森林施業の効率的な実施に必要な路線を計画的に整備する。また、県、地元自治体及び民有林関係者と連携し、民有林・国有林一体と

なった森林共同施業団地の設定等を積極的に推進する。

森林共同施業団地の概要

| 箇所数 | 協定面積 (ha) | |
|-----|-----------|-----|
| | 国有林 | 民有林 |
| 3 | 967 | 622 |

③ 森林・林業技術者等の育成

事業の発注や「緑の雇用」事業の研修フィールドの提供等を通じて、民有林の人材育成を支援する。

また、森林総合監理士等を活用し、県との連携を図りつつ、市町村行政等を支援する。

④ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

安芸流域林業活性化センターの構成員である県や地元自治体、林業事業者等の参加も得て、低コストで効率的な作業システムの導入に向けた現地検討会等を開催するなど、民有林経営への普及を念頭に置いた林業の低コスト化等に向けた技術開発を推進する。

また、試験研究機関等と連携した技術開発に取り組む。

⑤ その他

地元自治体等と連携しつつ、野生鳥獣対策を実施する。

また、ボランティア団体等が実施する森林づくり活動にフィールドを提供するとともに、森林環境教育を推進する。

さらに、県等との治山事業連絡調整会議の開催、地元自治体等への山地災害危険地区等の防災情報の提供等を行うとともに、山地災害発生時等には国有林防災ボランティアの協力も得つつ、迅速な災害対策を図る。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、保育及び林道の計画量は以下のとおりである。

事業の実施に当たっては、国土の保全、自然環境の保全等に十分配慮しつつ、計画的かつ効率的な事業の実行に努めるとともに、災害の未然防止、林業事業者の育成等に努める。

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

| 区分 | 主 伐 | 間 伐 | 計 |
|----|------------------|-----------------|---------|
| 計 | 168,460 《65,759》 | 606,719 (4,990) | 775,179 |

注：《 》は分収林の収穫量で内書、()は間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

| 区分 | 人工造林 | 天然更新 | 計 |
|----|------|------|-----|
| 計 | 315 | 100 | 415 |

③ 保育総量

(単位：ha)

| 区分 | 下 刈 | つる切 | 除 伐 |
|----|-----|-----|-----|
| 計 | 740 | 7 | 164 |

④ 林道の開設及び改良の総量

(単位：m)

| 区分 | 開 設 | | 改 良 | |
|----|-------|---------|-------|---------|
| | 路 線 数 | 延長量 (m) | 箇 所 数 | 延長量 (m) |
| 計 | 6 | 7,950 | 97 | 52,300 |

(5) その他必要な事項

特になし

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

森林浴や自然観察等を目的とした入込利用者が多いレクリエーションの森等においては、地元自治体、地域住民等との緊密な協力・連携の下に、入込利用者が多い時期に巡視回数を増やすなど重点的な巡視に取り組むとともに、入込利用者等に対する山火事防止、盗採防止等の啓発活動を展開するなど保全管理に努める。

また、国有林野内への廃棄物不法投棄に対しては、地元自治体、地域住民等とも協力・連携して、道路沿いへの標識・フェンスの設置や巡視に取り組むとともに、不法投棄防止の啓発活動に努める。

② 境界の保全管理

境界は、国有林野の管理経営の基礎となるものであり、定期的、計画的な巡視を実施し、破損した境界標の補修、整備を行うなど、保全管理に努める。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

松くい虫等森林病虫害による被害に対しては、早期発見・早期防除、迅速な駆除に努める。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

希少な野生生物が生育・生息する森林において、当該個体群の持続性を向上させ、遺伝資源の保護等に資することを目的とする希少個体群保護林^{*10}を設定し、設定目的に応じた適切な保護・管理を行う。

本計画区の保護林は下表のとおりである。

保護林の種類別の名称及び面積

| 種 類 | 名 称 | 面 積 (ha) |
|----------|---|----------|
| 希少個体群保護林 | <small>せんぼんやま</small> 千本山天然ヤナセスギ (遺伝資源) | 179 |
| | <small>せんぼんやま</small> 千本山人工ヤナセスギ・ヒノキ | 24 |
| | <small>がんまきやま</small> 雁巻山ヤナセスギ (遺伝資源) | 21 |
| | <small>にしのかうやま</small> 西ノ川山トガサワラ (遺伝資源) | 8 |
| | <small>やなせ</small> 魚梁瀬トガサワラ (遺伝資源) | 16 |

*10 希少個体群保護林…希少な野生生物の個体群の持続性を向上させ、野生生物の保護、遺伝資源の保護、学術の研究等に資することを目的に保護・管理する、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林。

| 種 類 | 名 称 | 面 積 (ha) |
|----------|---|----------|
| 希少個体群保護林 | <small>やすだごうやま</small> 安田川山トガサワラ (遺伝資源) | 4 |
| | <small>よこあれやま</small> 横荒山モミ・ツガ (遺伝資源) | 81 |
| 総 数 | 7 | 333 |

② 緑の回廊

森林の連続性を確保し、森林生態系の一層の保護・保全を図り、貴重な野生生物の移動経路を確保し生育・生息地の拡大と相互交流を促すため、緑の回廊を設定し、適切に管理を行う。

本計画区の緑の回廊は下表のとおりである。

緑の回廊の名称と延長及び面積

| 名 称 | 延長 (km) | 面積 (h a) |
|-------------|---------|----------|
| 四国山地 (剣山地区) | 8 | 1,337 |

(4) その他必要な事項

希少な野生生物の生育・生息環境を維持するため、関係行政機関、NPO、専門家等とも連携してモニタリング調査を行うとともに、希少種への食害が懸念されるニホンジカの生息状況の調査等を行うなど、森林生態系の保全に努める。

ニホンジカによる森林植生の食害が深刻化する中、関係行政機関等とも連携して、捕獲による個体数管理や、保護柵や食害防止チューブの設置等による被害防除を行う。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

① 林産物の安定供給

機能類型区分に応じた施業の結果得られる国有林材の持続的・計画的な供給に努める。その際、路網と高性能林業機械や架線集材を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの導入に取り組む。

また、国有林材の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築に寄与するよう努める。

② 林産物等の販売

木材の需要動向や木材産業の状況等を的確に把握し、国有林材の機動的な販売に努める。

また、「システム販売^{*11}」を活用した需用者等への安定供給に取り組むなど、地域の林業・木材産業の活性化に資することを旨とする国有林材の供給を推進する。

(2) その他必要な事項

二酸化炭素の排出抑制のため、林業・木材産業関係者と連携しつつ、木質バイオマスイエネジーの利用、木材の再利用、その他の資源の代替材としての木材利用の促進に取り組む。

また、庁舎等の整備において木材の積極的な利用に努めるとともに、林道事業や治山事業において間伐材等を積極的に利用するなど、自ら木材利用に取り組み、また、これらの取組を通じて国民への啓発に努める。

さらに、天然ヤナセスギの継続的、計画的な伐採及び供給は平成30年度から休止することとしたが、台風等により発生した被害木や危険木等について、安全確保等の観点から伐採した場合は、適切な搬出方法を選択する中で供給を検討し、供給可能と判断されれば、その有効活用を図る。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、地域の社会的経済的状況、住民の意向等を考慮して、公用・公共用施設、公衆の保健のための活用等に資するよう積極的に推進する。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

① 地元自治体等からの活用要望については、利用目的、事業計画の内容等を踏まえ、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、計画的に対応する。

② 森林レクリエーション等の森林空間総合利用に係る活用要望については、原則、森林空間利用タイプの国有林野を対象とし、地元自治体等と連携しつつ、対応する。また、「レクリエーションの森」の活用に当たっては、地元自治体を核とした管理運営協議会の活用、民間活力を活かした施設整備の推進等に努める。

*11 システム販売…「国有林材の安定供給システムによる販売」の略称。森林整備に伴い生産された間伐材等について、国産材需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む集成材・合板工場や製材工場等との協定に基づいて安定的に供給すること。

レクリエーションの森の種類別の名称、箇所数及び面積

| 種 類 | 箇所数 | 面 積 (ha) | 備 考 |
|-----|-----|----------|-----|
| 風景林 | 2 | 268 | |

- ③ 地域振興に寄与する風力、水力等再生可能エネルギー源を利用した発電の施設用地としての活用要望については、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮しつつ、対応する。
- ④ 上記以外の活用要望についても、各々の事業目的、内容等を見て、適切に対応する。

(3) その他必要な事項

特になし

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する私有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、放置されていることにより、地域全体の森林の公益的機能の発揮に支障を及ぼすことが懸念される場合がある。

このような場合においては、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林法第10条の15の規定による公益的機能維持増進協定制度の活用により、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業を私有林と一体的に実施する取組を推進し、このことを通じて私有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう努める。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、当該協定制度の趣旨等に鑑み、私有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど合理的な役割分担の下で、私有林と国有林の一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を行う。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等による自主的な森林整備等自らが森林づくりに参加したいという国民の要請を踏まえ、フィールドの提供等を行う。

また、「ふれあいの森」、「多様な活動の森」については、要請に応じて技術

指導を行うなど、地域の特色を活かした森林づくり活動を支援する。

ふれあいの森の名称、面積及び位置

| 名 称 | 面積 (ha) | 位置 (林小班) |
|-------------------|---------|----------|
| 北栃谷桑ノ木山 ふれあいの森 | 14.92 | 2232い・い2 |

多様な活動の森の名称、面積及び位置

| 名 称 | 面積 (ha) | 位置 (林小班) |
|-------------------|---------|----------|
| 佐喜浜躍動天然スギ 郷土の森 | 18.29 | 1162に |

(2) 分収林に関する事項

企業等が社会貢献や社員教育等の場として森林づくりを行う「法人の森林^{もり}」について、分収林制度を活用した取組を進める。

また、設定された分収林については、契約に基づき適正な管理に努める。

分収林の種類、契約箇所数及び面積

| 種 類 | 契約箇所数 | 面 積 (ha) |
|------|---------|-----------|
| 分収育林 | 39 (-) | 282 (-) |
| 分収造林 | 109 (2) | 959 (6) |
| 計 | 148 (2) | 1,241 (6) |

注：() は、法人の森林の数値で内書である。

(3) その他必要な事項

① 学校、地元自治体、企業、NPO、林業事業体等の多様な主体と連携して、森林環境教育を推進する。

また、学校が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」を設定し、要請に応じて技術指導等の支援を行う。

さらに、教職員やボランティアのリーダー等に対し、森林の有する多面的機能に関する普及啓発等に取り組む。

遊々の森の名称と位置及び面積

| 名 称 | 面積 (ha) | 位置 (林小班) |
|--------|---------|-----------|
| 遊YOUの森 | 9.54 | 1020ろ1・は1 |

- ② 企業等が社会・環境貢献活動を実施するための「社会貢献の森」を設定し、要請に応じて技術指導等の支援を行う。

社会貢献の森の名称、面積及び位置

| 名 称 | 面積 (ha) | 位置 (林小班) |
|------------|---------|---|
| 千ヶ谷森づくり事業 | 1.52 | 1033い |
| Jパワー地域共生の森 | 121.65 | 2120ち、2220ち、 2228ち、2230に・ほ、 2231い2、2232ほ、 2233い・は、 2235は1・は2・は3 |

- ③ 「森の巨人たち100選」に選ばれた巨樹・巨木（千本山橋の大杉）について、その保全が図られるよう、樹木が所在する地元自治体や保護のための協力者等を構成員とする協議会（馬路村巨樹・巨木保全協議会）による自主的な活動を支援する。

巨樹・巨木の名称及び位置

| 名 称 | 位 置 (林小班) |
|---------------------------|-----------|
| 「森の巨人たち100選」 (千本山橋の大杉) | 2113に |

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

① 施業指標林、試験地等

施業指標林、試験地等において、試験研究機関等とも連携し、現地展示等を通じて技術の普及を図るとともに、森林施業技術の研修や検討会のフィールド、森林環境教育の場等としても活用する。

② 林業技術の開発普及

四国森林管理局技術開発目標に基づき、産学官で連携し、国有林野を活用した技術開発を計画的に推進し、また、その成果については、国有林野事業に活かすとともに、地域林業の活性化に資するよう民有林経営への普及を図る。

また、伐採とコンテナ苗を用いたその後の造林を同時期に行う作業システムや、ドローン等を活用した新たな技術の導入について、国有林野の管理経営や民有林における普及・定着に資するよう取り組む。

(2) 地域の振興に関する事項

国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業再生への貢献を通じて、林業・木材産業を始めとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努める。

(3) その他必要な事項

特になし